

【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 15 号

2010 年 6 月

ゴールまであと少し

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、5 月中も定例の会合を続け、公開草案 (ED) で取り上げられる予定の未解決の問題のほとんどについて討議しました。6 月にもさらに会合の予定が組まれており、ED の公表日は非公式ながら 2010 年 7 月に延期されましたが、7 月に IASB が再び顔を合わせるより前のタイミングであろうと思われます。

5 月に 2 回行われた会合の他に、FASB と IASB は 6 月 1 日にも特別会合を設けました。両審議会の協議はかなり進展したものの、多くの見解の相違点は今なお残っており、ED においては両論併記の形となりそうです。

不確実性に関する会計処理について、明示的リスク調整モデル又は複合マージンモデルのいずれを用いるかという見解の相違を解決するために、スタッフは最後の努力を試みしました。両審議会は合意には達しなかったものの、それぞれのアプローチをどのように適用すべきかという点については合意が得られたので、スタッフが ED の草案作成を進められる状況になりました。

これ以外にも多くの点が 5 月及び 6 月 1 日の会合で協議され、合意が得られました。その中には、リスク調整技法、マージンの解放、アンバンドリング、保険契約の範囲などがあります。情報開示の要件 (disclosure requirement) の最終的な詰めについて、さらにスタッフの作業が要請されました。

まとめると、現時点での両審議会の合意は以下のようになります。

経過措置に関する論点

- 新会計基準への (移行に係る) 経過措置として、(現行の GAAP に従って計算された) 保険契約に係わる正味貸借対照表計上額 (net carrying amount) (すなわち、繰延新契約費又は同種の資産をネットした正味保険負債) を、3 ビルディング・ブロック・アプローチに基づく金額と比較する。残余マージンは認識せず、プラス又はマイナスの差額がある場合には資本 (期首利益剰余金) に即時計上する。
- 複合マージンモデルを適用する場合、(複合マージンの) 期首残高は (期首に算定された) リスク調整に基づいて決定する。その後、この複合マージンは、提案されている公式 (proposed formula) に基づき収益に対して解放される。

マージン

- リスク調整を使用するモデルでは、このリスク調整額は、これをポートフォリオレベ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ルで測定するものとし、リスク調整額算定のために利用可能なリスク調整技法の幅は厳しく限定される。

- 複合マージン又は残余マージンは、同一のポートフォリオに含まれる契約のうち、少なくとも、同一の会計年度に認識され、期待（保険カバー）期間が類似する契約の集合として定義される「群団（cohort）」のレベルで、決定されるものとする。
- これらのマージンを契約レベルで決定することも認められる。
- 「保険契約のポートフォリオ」の定義は、現行の IFRS4 における定義に基づくものとし、「リスクの類似性」「単一ポートフォリオとしての管理」という二重の基準を満たすことが求められる。

アンバンドリング

- アンバンドリングは、アカウント・ドリブン契約から生じる明示的な（投資）勘定残高に関して必要とされるべきである。ED においては、非明示的な（投資）勘定残高についても同様にアンバンドルすべきかどうかという質問が提示される。
- アンバンドリングは、必要とされる場合を除いて禁止される。
- 組込デリバティブのアンバンドリングを、既存の(IAS 第 39 号に従った)区分処理の要件(bifurcation requirement)に基づいて行うか (IASB が支持する方式)、あるいは契約の他の構成要素に関して(保険契約用に開発され)提案されているものと同じ原則を用いてアンバンドルすべきか (FASB が支持する方式) という点に関しては、両審議会は合意に至らなかった。

保険契約の範囲

- 固定手数料サービス契約は、たとえ保険の定義を充たす場合であっても、保険契約の範囲から除外される。
- 保険契約の定義を充たす金融保証契約は、保険契約の範囲に含まれる。

企業結合及びポートフォリオ移転

- 企業結合に関しては、公正価値の原則に対する例外とすることが合意され、企業結合（で引き受けられる保険契約）に関しては、3 ビルディング・ブロック・アプローチを用いて保険負債を測定することとし、その測定値と当該保険契約の公正価値とを比較し、公正

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

価値の方が大きい場合には差額を複合マージン又は残余マージンとして認識する。差額がマイナスである場合（公正価値の方が小さい場合）には、差額を即時に損益に認識する。ポートフォリオ移転については、取引価格を参照して、同じアプローチに従うことになる。

リスク調整及び複合マージン

改めて協議を重ねたものの、両審議会は、リスク調整及び残余マージンモデルを用いるべきか（IASB が僅差で支持）、複合マージンモデル（FASB が僅差で支持）を用いるべきかという点については合意に至りませんでした。結果として ED には両案が併記されることになり、回答者の支持を問うこととなります。

ただし両審議会は、明示的リスク調整モデルが選択された場合、新会計基準では、基準が許容するリスクマージンの計算技法については狭い範囲に限定するという点で合意しています。

想定される技法として協議されたものは、資本コスト法（規制上の資本ではなく経済的資本を用いる）、確率論的モデリング、感応度／ストレステスト、資本市場又は保険価格付けに対する較正といった技法でした。両審議会はスタッフに対し、これらの技法を検討し、特定の状況又は商品に関してどのような技法が適切と考えられるか、指針を作成するよう要請しました。

さらに両審議会は、複合マージンモデルが選択された場合には、マージンの解放は、特定の償却方法を用いた固有のドライバー（driver）にしたがって処理されるべきであるという点で合意しました。どのようなドライバーを用いるかについては、保険契約にとって本質的なリスク及び不確実性を（当該ドライバーが）捕捉できているか否かについて両審議会在が検討しているため、依然として協議中です。審議会のメンバーのなかには、複合マージンを再測定するのではなく償却することに対するためらいも残っています。

測定レベル

両審議会は、リスク調整を使用するアプローチが用いられる場合には、リスク調整は保険契約のポートフォリオ・レベルで決定されるべきだとするスタッフ提案をほぼ全員一致（反対は1名のみ）で支持しました。また、「保険契約のポートフォリオ」の定義については、現行の IFRS4 の定義、つまり「おおよそ類似のリスクに晒され、単一のポートフォリオとして管理される契約」という定義を保持することに全員一致で合意しました。したがって、リスク調整は、ポートフォリオを横断するリスク緩和/分散による影響を考慮しないこととなります。つまり、ポートフォリオ間の負の相関（negative correlation between portfolios）はリスク調整には反映されません。

両審議会は、残余マージン及び複合マージンは、契約開始時及びその後の双方について、保険契約を以下の基準に従ってグループ化した「群団」のレベルで測定すべきだとするスタッフ提案を全員一致で支持しました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

- リスク調整と同様に、ポートフォリオ別（現行の IFRS4 の定義による）に
- 同じポートフォリオ内での契約を契約開始日別に
- 契約の残余期間別に

さらに両審議会は、個々の契約レベルでも複合マージンを測定することもできるという点に合意しています。

情報開示

スタッフは、ハイレベルな情報開示要件(high level disclosure requirements)について以下のように提案しました。

- 保険契約から発生する金額及び保険契約から発生するリスクの性質及び程度に関して、質的・量的な情報を開示すべきである。
- 情報開示の目的を満たすために必要である追加的な情報を開示すべきである。
- 情報開示を集約することは認められるが、何らかの有用な情報が曖昧にならない程度に留めること。
- 主要財務諸表（primary statements）に表示される表示科目と照合（reconciliation）できるように十分な情報を提供すべきである。
- データの集約レベルは、IFRS8 で定義する事業セグメントよりも大きくなってはならない。

両審議会はこれらの提案について多くの懸念を抱いたため、正式な議決は行われませんでした。懸念は主として以下の事項に関連するものでした。

- キャッシュ・フローの排除。提案されている情報開示要件のいずれによっても、将来キャッシュ・フローの性質に関する情報は提供されないように思われる。
- 現提案での情報開示要件の現実性。審議会メンバーは、大規模な多国籍保険会社がこれらの原則を文字通りに適用した場合、あまりにも膨大な情報開示になり、有意義な情報が曖昧になってしまう結果になりはしないかとコメントしている。

両審議会はスタッフに対し、提案を再考し、財務諸表の利用者のニーズに応えるものとし、審議会の意見を考慮するよう求めました。

アンバンドリング

スタッフはアンバンドリングの原則について、「保険契約の構成要素は、当該構成要素が当該契約の他の構成要素から独立して機能する場合にはアンバンドルすべきである。構成

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

要素は、当該契約の他の構成要素と著しい相互依存関係があるわけではない場合には、独立して機能している」という文言にするよう提案しました。

両審議会は、提案された文言では「保険以外の構成要素は契約からアンバンドルされるべきである」という考え方が盛り込まれていないという懸念を示しました。また一部の審議会メンバーは、現在提案されているアプローチが組込デリバティブに与える影響、また企業が保険契約（に関する会計基準）と金融商品（に関する会計基準）のいずれかを適用すべきかについて選択出来る、即ち、自社に有利な会計方針（accounting arbitrage）を利用しようとする可能性について懸念を示しました。

両審議会はスタッフ提案を支持せず、「著しい相互依存関係（significantly interdependent）」をもっと厳密に定義する必要があると指示しました。また、大半の事例では契約のすべての要素が相互依存しており、「著しい」を定義する確固たる基準がなければ、どのような要素もアンバンドルされないだろうという主張もありました。

明示的に契約者（投資）勘定残高を有する契約（いわゆる「アカウント・ドリブン型契約」）に関しては、両審議会はアンバンドルを行うべきであるという点に合意しました。両審議会はスタッフに対し、米国における既存のガイダンス（ASC Topic 944-20-15-29）をもとに、アカウント・ドリブン型契約に取り組むよう指示しました。

組込デリバティブを含む保険契約に関連して、スタッフはアンバンドリングについて二つの選択肢を提案しました。

- 組込デリバティブに関する既存の（IAS39号の）区分要件を適用する。
- 保険契約の他のすべての構成要素に関して提案されているアンバンドリング原則を同じように適用する。

両審議会は合理に達するに至らず、IASBは僅差で「既存の区分会計の要件を適用」を支持し、FASBは「保険契約のアンバンドリング原則を適用」を支持しました。EDにおいては、双方の選択肢が提示され、意見を募ることになります。

両審議会は、該当する会計原則において明示的にアンバンドリングが求められている場合を除き、いかなる場合でもアンバンドリングを禁じることを全員一致で支持しました。

固定手数料サービス契約

固定手数料サービス契約のうち、保険契約の定義を満たすものについては保険会計基準の範囲に含めるとするスタッフ提案は却下されました。その理由は、両審議会のメンバーが、それでは保険会計のアプローチが極端になり、保険会計が、明らかに保険でない契約にも適用される結果になると感じたためです。両審議会は、スタッフ提案を否決し、すべての固定手数料サービス契約を IFRS4 フェーズ II の適用外とすることにしました（IASB は 11 対 4 の多数決、FASB は全員一致）。

金融保証契約の分類

スタッフは、特定の債務不履行に対して契約者を保護するような金融保証契約などの契約について、保険契約の定義を満たすものについては、保険契約として会計処理すべきであると提案しました。

両審議会は、保険契約の定義は信用デリバティブまでは対象としていないとしてスタッフ提案を支持しました（IASB は 13 対 2 の多数決、FASB は 4 対 1 の多数決）。これらについては今後も IAS39 に基づく会計処理が行われます。

経過措置

6 月 1 日の合同協議において、両審議会は、新基準の施行に関する経過規定についてのスタッフ提案を討議しました。両審議会は、「開示される最も早い期間の開始時の取扱いに関して、（保険者は）既存の保険契約に係る保険負債を、将来キャッシュフローの予想現在価値に、必要なリスク調整を盛り込んで算定すべきであり、過去の GAAP で算定された保険負債の金額と比較し、前者（将来キャッシュフローの予想現在価値＋リスク調整）が超過する場合にはその差額を利益剰余金から減額し、後者（過去の GAAP で算定された保険負債の金額）が超過する場合にはその差額を残余マージン（リスク調整を加味しない予想現在価値を用いる場合は複合マージン）として認識する」というスタッフ提案を否決しました。

この否決の根拠となったのは、（スタッフの提案に従った場合）IRFS4 フェーズ I のもとで容認されてきた問題を引き継ぎ、結果として、比較可能性を阻害するような利益を生み出すことになるからです。

両審議会は暫定的に、あらゆる事例において、既存の（保険契約に係る）保険負債はビルディング・ブロック＋リスクマージン・アプローチを用いて評価すべきであるという点で一致しました。複合マージンモデルでは、このリスク調整は契約時の複合マージン残高であると見なされます。

過去の（会計基準による保険）負債の価値との差異は、プラスであれマイナスであれ、期首の利益剰余金（opening retained income）にチャージされます。

あらゆる事例において、繰延新契約費資産及び保険に係わるその他の無形資産は完全に償却されます。

理解可能性と比較可能性を維持するため、両審議会は暫定的に、期首のマージンの事後のラン・オフ（run-off）/解放と、その後の新規契約の販売に伴って認識されるすべてのマージンのラン・オフを別個に開示すべきであることを決定しました。

経過措置として、（表示される最初の期間の期首に、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして再指定することにより、測定又は認識に関する不整合が取り除かれるか又は大幅に削減される場合には、保険契約を発行する企業が、そのように）金融資産の

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

再指定 (financial assets reclassification) を、個別の資産ではなくポートフォリオのレベルにおいて行うことを許容すべきである (ただし義務づけない) と両審議会は全員一致で合意しました。この再指定は、償却原価法から公正価値で評価する (ことを目的とする金融) 資産の再指定のみを認め、公正価値カテゴリからの再指定は認めないことになるでしょう。

最後に、IASB は基準の早期適用を許容するか否かを検討しました。公式な決定は行われなかったものの、審議会のメンバーは、早期適用が認められる可能性は低いとコメントしていました。

企業結合

両審議会は、企業結合又はポートフォリオ移転において引き受けられた保険契約の、引受時における測定について討議しました。

いずれの場合についても、両審議会は、(保険) 負債の評価として容認できる評価形式は、キャッシュ・フローの期待現在価値+リスクマージン (調整) のみであるという点で合意しました。(当該引き受けられた保険契約の公正価値と上記評価額を比較し) 差異がプラスである (公正価値が引き受けられた保険契約の評価額を超過する) 場合には、残余マージン又は複合マージンとして計上され、マイナスである (引き受けられた保険契約の評価額が公正価値を超過する) 場合にその時点で損益に認識されることになるでしょう。

企業結合に関しては、長時間の討議の末、両審議会は躊躇しつつもスタッフの提案を支持し、企業結合会計における公正価値の原則に対する例外を受け入れました。また保険契約の負債の公正価値はその履行価値 (fulfillment value) よりも低くなる可能性が高いことを理由として、両審議会はこれが「のれん」(goodwill) の増大につながることを認めました。

契約の境界 (FASB 単独の会合)

FASB は、5月5日に行われた単独での会合において、以前 IASB が討議した契約の境界に関する問題について討議を行いました。FASB は全員一致により、保険契約の境界を、「保険者がカバーの提供を要求されない」、若しくは「特定の保険契約者のリスクを再評価する権利を有し、その結果、当該リスクを完全に反映した価格を設定できる」のいずれかの時点とすることで合意しました。この決定は IASB が達した結論と実質的に同じものです。

未解決の問題、今後のスケジュール

両審議会は、いくつかの問題については合意しないまま ED に複数の選択肢を公表することに合意しましたが、依然として、2010年7月の ED 発表を前に、残された6月の会合において取り上げるべき問題が多数残されています。

- 裁量性のある有配当性を備えた投資契約を保険会計の適用範囲とするか否かの検討（6月10日に協議予定）
- キャッシュ・フローに関するガイダンス（6月15日の週の審議会で協議予定）
- 失効時における新契約費の回収可能性に関する継続協議（6月15日の週の審議会で協議予定）
- 再保険に関する継続協議（6月15日の週の審議会で協議予定）
- 簡易測定（「未経過保険料アプローチ」）に関する継続協議（6月15日の週の審議会で協議予定）
- 表示に関する継続協議（6月15日の週の審議会で協議予定）

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

付表：これまでの暫定的決定のまとめ

暫定的に一致している見解	IASB 及び FASB
保険会計基準の適用範囲	<p>以下の各々については、保険会計基準の適用範囲から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造会社、ディーラー、販売者が直接提供する保証。 ● リース契約に組み込まれた残存価値保証。 ● 製造会社、ディーラー、小売店が直接提供する残存価値保証。 ● 従業員給付制度に基づく雇用主の資産及び負債並びに確定給付型退職給付制度が報告する退職給付債務。 ● 企業結合において支払われる又は受け取られる条件付対価。
保険の定義及び重大な保険リスクの評価	<p>USGAAP における用語「補填 (indemnification)」の代わりに IFRS4 の用語「補償 (compensation)」を用いる。</p> <p>重大な保険リスクは、絶対額ではなく現在価値を用いて評価され、保険リスクの有無の判断 (identifying) におけるタイミング・リスクの役割は、ある契約における重大な保険リスクを決定するための主要な条件ではなく欠格条件とする。ただし「契約損失テスト loss test (正味のキャッシュ・フローの現在価値が保険料の現在価値を超過する可能性があるか否か)」に関しては IASB・FASB では見解の相違がある。下記を参照のこと。</p>
測定目的及びアプローチ	<p>ビルディング・ブロック・アプローチを用いることについては両審議会が合意しているものの、アプローチにどのブロックを含めるべきか、という点が両審議会の対立点となっている。見解の相違の軸となっているのは、独立したリスク調整を使うべきか複合マージンを使うべきか、という点である。見解の相違の詳細については下記を参照のこと。</p>
測定アプローチ	<p>測定アプローチを保険契約全体に適用し、分離された (separate) 資産及び負債の項目としてではなく、すべての権利及び義務を含めた一つの貸借対照表価額を算出する。</p>
測定目的	<p>測定目的は、保険契約において義務を履行するためのコストではなく、価値 (value) を参照する。スタッフは、測定目的に用いる用語について更なる改良を施し、洗練されたものに</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	する提案を行う。
契約の境界	既存の契約は、保険者が、個別の契約について再引受／価格再設定の無条件の権利を得た時点で終了する。
サービス・マージン	明示的サービス・マージンは、測定アプローチには含まれない。
事後のマージンの取り扱い	損益に対する残余マージンの解放は、3つのビルディング・ブロックの事後における見積値の変化から独立したものである。マージンは保険のカバー期間を通じて均等に解放される。ただし、期待保険金／給付金の支払いパターンが、より適切な体系的且つ合理的な解放のパターンを提供する場合にはこの限りではない。
測定のためのインプットの利用	保険契約に関連する全ての利用可能な情報を利用する。金融市場変数の現在の見積りは、観察可能な市場価格に整合していなければならない。
不履行リスク	保険契約の事後測定において、保険者の不履行リスク（保険者自身の信用リスクを含む）の変動は反映しない。
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない。
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額は契約時損失として即時認識する。適切な測定単位の設定について更に審議を行う予定。
保険契約者の会計処理	保険契約者の会計処理（出再者によるものを除く）は、公開草案には含めないが、保険会計基準には含めるものとする。
表示方法（presentation）	引受保険料をベースとして収益を認識するモデルは除外。収益は、保険者が契約に従って履行を行った時に認識する。 保険契約は、分離された別個の資産及び負債の項目としてではなく、すべての権利及び義務を含めた純額として表示する。
	業績報告書の表示には、少なくとも以下の情報を含めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ● （測定モデルから生じる）マージン(expected margin)の当期間中における解放。 ● 期待キャッシュフローと実勢キャッシュフローの差異。 ● 見積もりの変動。 ● 運用実績（すなわち、利息収益及び保険負債の割引の解消/巻き戻し）。 要約マージンアプローチと拡張マージンアプローチの双方が公開草案には記載される。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	<p>伝統的保険料配分アプローチは、未経過保険料アプローチを用いて保険負債を測定する必要のある契約のみに採用される可能性がある。</p>
<p>保険契約者の行動</p>	<p>保険カバレッジ (insurance coverage) に含まれるオプション、フォワード及び保証 (例えば、更新及び解約オプション) から生じる期待キャッシュフローは、別個の契約若しくは別個の顧客関連無形資産の一部ではなく、契約上のキャッシュフローの一部分とする。参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」して測定する。</p> <p>既存の保険契約範囲に関連しないその他のオプション、保証及びフォワードは、別個の契約の一部を構成するものであり、当該別個の契約を構成する諸条件に従って会計処理される。</p>
<p>デポジット・フロア</p>	<p>解約若しくは更新オプションから生じるすべてのキャッシュフローを第1のビルディング・ブロックに含める (従って、デポジット・フロアは採用しない)。</p>
<p>再保険</p>	<p>再保険者は保険者と同様の測定原則を用いる。</p> <p>出再者は、再保険に付された保険契約の負債測定に用いられるものと同じ原則を用いて再保険資産を測定する。再保険契約の残余マージン及び減損に関する出再者の会計処理については、両審議会は今後更に検討する。</p> <p>再保険資産は、法律上の要件 (legal requirements) を満たしていない限り、保険負債と相殺すべきではない。保険債務が免除、取り消し、又は失効しないかぎり、再保険の締結は、保険負債の認識の中止の要因にはならない。</p> <p>出再者及び受再者は、出再者の出再契約に関連する新契約費と同じ方法で、比例再保険契約の出再手数料の会計処理を行うべきである。審議会は、新契約費と出再手数料の関係及び非比例再保険契約に関する出再手数料の会計処理について、更に検討する。</p>
<p>情報開示 (Disclosures)</p>	<p>現行の IFRS4 及び USGAAP に含まれる既存の指針から抽出される詳細な開示要請並びに指針によって補完される 3 つの</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	<p>ハイレベルの原則は、以下の情報の開示を企業に求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>保険契約の特性を説明する。</u> ● <u>保険契約から生じた財務諸表上の金額を特定しその内容を説明する。</u> ● <u>財務諸表利用者が、保険契約から生じるリスクの性質及び程度の評価に有用な説明をする。</u> <p>スタッフは多くの情報開示要件を提案したが、両審議会はこれに合意するに至らず、審議会メンバーの意見を参考にして提案を再検討するようスタッフに要請した。</p>
アンバンドリング	<p>スタッフは、新しいアンバンドリングの原則を提案した。「認識及び測定に関して、保険者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約の構成要素は、当該構成要素が当該契約の他の構成要素から独立して機能する場合にはアンバンドルすべきである。 ● 構成要素は、当該契約の他の構成要素と著しい相互依存関係があるわけではない場合には、独立して機能している。」 <p>ただし、両審議会は、この原則/相互依存性の定義については合意に達しておらず、スタッフに対し、更なる改良を指示した。認識及び測定に関してアンバンドリングが要求されていない場合には、アンバンドリングの任意適用は禁止される。</p> <p>アカウント・ドリブン契約について、勘定残高が明示的である場合には、アンバンドリングすべきである。公開草案で、全ての勘定残高は、それが明示的でない場合も含めて、全てアンバンドリングすべきか否かについて質問が提起されると思われる。</p>
変額及びユニット・リンク契約	<p>変額保険契約等に関連する資産・負債は、保険者の資産又は負債として財務状態報告書に記載されるべきである。</p> <p>投資ファンドの連結の問題は、連結プロジェクトで議論されるべきである。</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

リスク調整	保険契約の測定に、明示的なリスク調整が含まれる場合には、当該リスク調整額の測定の為の計算技法は限定された幅にある許容される技法を用いて実施されるべきである。
-------	--

暫定的に相違している見解	IASB	FASB
測定目的・アプローチ及びリスク調整	<p>ビルディング・ブロックは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険者がその債務を履行することにより生じると予想される将来キャッシュフローのバイアスのない確率加重平均。 ● 貨幣の時間的価値の反映。 ● 将来キャッシュフローの金額・時期に関する不確実性の影響についての保険者の見解に対応する、明示的且つ（報告日毎に）再測定されたリスク調整。 ● 契約開始時の利益を解消する金額で、増分新契約費を控除した正味受取対価に対して較正して算出されたもの。 <p>IAS37 に整合的であり、各報告日に再測定されるリスク調整額は、リスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう金額として定義される。</p>	<p>FASB は独立したリスク調整の認識を支持せず、2009年12月以前の立場に回帰した。</p> <p>FASBは最初の2つのビルディング・ブロックについてはIASB と合意しているが、IASB が支持するリスク調整及び残余マージンではなく、複合マージンを支持している。</p> <p>複合マージンには、IASB が支持する将来キャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性の影響についての保険者の見解に対応する、明示的に再測定されたリスク調整と、契約開始時の利益を解消する金額で、グロスの受取対価総額に対して較正して算出された金額の双方を含んでいる。</p>
新契約費の会計処理及び収	すべての新契約費を、発生時	新契約費を発生時点で費用

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

益の認識	<p>点で費用として認識し、同時に増分新契約費相当額の収益を認識することにより、費用負担を相殺する。契約負債の直接的な測定を、増分新契約費を控除したネットの受取対価に合わせて較正する。</p> <p>又は、</p> <p>増分以外の新契約費を発生時点で費用として認識し、増分新契約費は契約上の将来キャッシュ・アウト・フローに含め、契約開始時の残余マージンを決定する。</p>	<p>として認識し、契約開始時には一切の収益を認識しない。従って、契約開始時の負債の測定は、グロスの受取対価に合わせて較正される。</p>
重大な保険リスクの定義	<p>IASB は、現行の IFRS4 に含まれているような、キャッシュフローのばらつきに基づく定義を支持している。この場合、起こりうる結果の範囲及び当該結果が平均的に想定される水準と比較し、どれだけ重要か、つまり結果のばらつきの大きさに関するテストが行われる。</p>	<p>FASB はキャッシュフローのばらつきについては合意しているが、正味キャッシュフローの現在価値がマイナスになる可能性があるか否か、即ち契約損失テストも行うべきであると考えている。</p>
有配当保険契約	<p>有配当性によるキャッシュフローは保険契約から独立して測定されるべきではなく、当該契約における期待キャッシュフローの一部とされるべきである。</p>	<p>有配当性は、特に、法律上あるいは推定債務として支払いが義務とされるような、負債の定義を充たす場合にのみ、負債として認識されるべきである。それ以外の残余は、資本 (equity) の一部として取り扱うべきである。</p>
認識	<p>IASB は、保険契約の認識に係る最終結論を下すのを却</p>	<p>FASB は、以下 (1) (2) のいずれか早い時点で保険</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	下した。スタッフは、後の会議に追加的分析を提出する予定である。	義務を認識すべきであるとしている。 (1) 企業がリスクに晒される状況になった時 (2) 保険契約にサインした時
認識の中止	保険負債の認識の中止については、IAS 第 39 号に従うべきである。1	報告企業がリスクから解放され、かつ当該義務履行のために経済資源の移転をする必要がなくなった時点で保険負債の認識の中止を行うべきである。
表示方法	業績報告書における表示は、契約上のサービスに対して顧客が支払った保険料またはその一部の保険料を収益として報告する拡張マージン表示方式に従うべきである。	業績報告書における表示は、要約マージン表示方式に従うべきである。
組込デリバティブのアンバンドリング	組込デリバティブに関する既存の (IAS39 号の) 区分要件を適用する。	保険契約に含まれる組込デリバティブは、保険契約の他の構成要素と同じアンバンドリング要件に従うべきである。

FASB でまだ議論されていない、又はさらに議論すべき IASB による暫定的決定	
割引率	負債の特性（即ち通貨、デューレーションおよび流動性）をベースとした、原則的なアプローチ
一部の事業に関する割引及びマージンの除外	IASB は、ある種の損害保険事業についてこの方式を検討し、測定方法の候補として暫定的に却下している。
未経過保険料方式	次のすべての条件を充たすすべての契約については、保険金発生前の保険債務の会計処理に未経過保険料方式の使用を要求。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間が 12 カ月以内で、 ● 組込オプション又は保証が存在せず、 ● キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少につながる事象について保険者が（将来）認識する可能性が低いこと。
その他の包括利益	IASB は暫定的に以下のように合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険者の資産については現行の会計処理を変更しない。 ● 保険契約に関しては、その他の包括利益の利用を認めず、またこれを求めない。

下線部：最近の変化

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。